

新商品トライアル制度の概要

「新商品の生産又は新役務の提供により新しい事業分野(市場)の開拓を図る道内中小企業者等」を知事が認定し、当該企業の商品又は新役務を道が随意契約制度等を活用して購入等することにより、道内中小企業者等の受注機会を確保し、新商品等の販路開拓を支援する。

背景

■新商品開発とその販路開拓の重要性

新商品を開発し、販路開拓をすすめることは厳しい経済環境を勝ち抜くために重要。しかしながら、販路開拓は中小企業にとって大きな課題。

■道内中小企業者等に対する受注機会の確保

「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」策定(H15年11月)

■自治法施行令改正による新商品購入随意契約制度の整備(H16年11月)

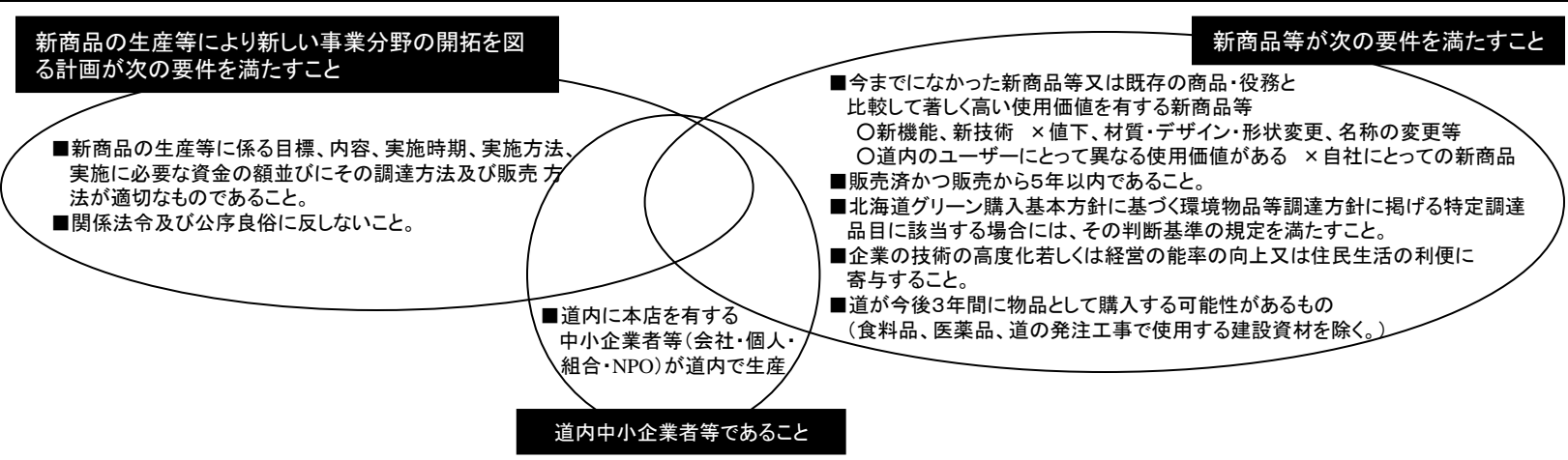
「新商品の生産等で新事業分野の開拓を図る者」として知事の認定を受けた者の新商品等を随意契約等で購入等可能に。

効果

■企業

- ・新商品等の販路開拓のきっかけづくり
- ・商品及び役務の更なる改良のきっかけづくり

認定の要件



新商品等のイメージ

- 主な想定分野
 - ・福祉、介護
 - ・医療(除医薬品)
 - ・産業教育、実習
 - ・産業機器
 - ・庁舎管理
 - ・施設維持管理
- これまでの認定実績
 - ・アクアガスを用いた加熱装置
 - ・循環資源古紙使用ダンボールケースの水性塗料入
 - ・植物性バイオトレイ
 - ・パンフレットスタンド等 120企業164商品

認定・発注・評価の流れ

